

## 公立大学法人静岡文化芸術大学公益通報者保護規程

平成 31 年 3 月 6 日改正

### (目的)

第 1 条 本規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）に基づき、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理、その他公益通報に関する事項について定めることにより、法人における不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において公益通報とは、公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則第 2 条に規定する職員及び委託又は派遣契約等により法人において就労する者（以下「職員等」という。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法人又は法人の業務に従事する場合における法人の役員、職員等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、次の各号のいずれかに通報することをいう。

#### (1) 法人

(2) 当該通報対象事実において処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下この条において同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。）をする行政機関（法第 2 条第 4 項に規定する行政機関をいう。）

(3) 当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者

2 公益通報者とは、公益通報をした者をいう。

3 通報対象事実とは、法第 2 条第 3 項に定義する法令や法人の諸規程等の違反行為をいう。

### (窓口)

第 3 条 職員等からの通報を受け付ける窓口、法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を総務室に設置する。

### (通報の方法)

第 4 条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、書面及び面会とする。

### (通報後の措置)

第 5 条 公益通報を受けたときは、速やかにその内容を理事長に報告するものとする。

- 2 理事長は、必要に応じて調査委員会を設け又は職員等の中から調査員を指名して、事実関係の調査を行わせるものとする。
- 3 前項により調査を命じられた者は、調査結果を速やかに、理事長に報告するものとする。

(協力義務)

第6条 通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた者は、調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(公益通報者の保護)

第8条 法人は、公益通報者が相談又は通報したことを理由として、公益通報者に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

- 2 法人は、公益通報者が相談又は通報したことを理由として、公益通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。

(個人情報保護)

第9条 規程に基づき、公益通報を受ける者、通報対象事実を調査する者等は、通報や調査で得られた個人情報について、その保護に努めるとともに正当な理由なくしてこれを開示してはならない。

(通知)

第10条 法人は、公益通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(役員及び監事への報告)

第11条 通報された内容、調査の状況、是正措置及び再発防止措置等その他必要事項を役員及び監事に報告しなければならない。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第12条 相談又は通報を受けた者（公益通報者の管理者、同僚等を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(公益通報に該当しない通報に対する準用)

第 13 条 職員等以外の者からの通報については、この規程に定める公益通報の例に準じて取り扱うものとする。

(他の規程等との関係)

第 14 条 他の規程等により、通報、相談等の処理に関し特別の定めが設けられている場合は、当該規程等の定めるところによる。

(所管)

第 15 条 本規程の所管は総務室とする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。